

令和 8 年 6 月市議会 総務委員会資料

第 6 5 号議案 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

＜目次＞	ページ
1 改正する条例	2
2 改正の趣旨	2
3 改正の内容	2
4 施行期日	3
5 条例の新旧対照表	4

総 務 部

令和 8 年 6 月

1 改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例

2 改正の趣旨

令和8年4月8日に人事院規則9—30（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則が公布され、国家公務員における災害応急作業等手当の額が改定されるとともに、同年4月1日から遡及して適用されていることから、国家公務員に準じて、本市の職員の災害応急作業等手当の額についても、同様の措置を講じようとするもの。

3 改正の内容

特殊勤務手当のうち災害時の作業の際に支給する災害応急作業等手当の額を改定する。

作 業 内 容	①改定後	②改定前	増減①-②
(1) 巡回監視の作業 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防、通行が禁止されている道路、港湾施設等において行う巡回監視の作業に従事したとき	950円	710円	240円
(2) 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査 (1)と同様の現場において重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	1,440円	1,080円	360円
(3) 災害警備又は遭難救助の作業 消防職員が、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備又は遭難救助に従事したとき	1,120円	840円	280円

作 業 内 容	①改定後	②改定前	増減①-②
(4) 災害救助法が適用された災害発生区域で行われた次の作業 ・(1)の巡回監視の作業 ・(3)の災害警備又は遭難救助の作業	1, 4 4 0 円	1, 0 8 0 円	3 6 0 円
(5) 災害救助法が適用された災害発生区域において行う避難所運営、罹災証明に係る家屋調査等の作業	1, 4 4 0 円	1, 0 8 0 円	3 6 0 円

4 施行期日

公布の日から施行し、令和8年4月1日以後の勤務について遡及して適用する。

※ 令和8年4月1日以後に、職員が災害応急作業等手当の対象となる業務に従事した実績はないため、遡及して差額を支給する予定なし。

【参考】災害応急作業等手当の支給実績

支給年度	内 容	人数	支給額
令和7年度	鹿児島県大雨被害による被災地への職員派遣（災害救助法適用） ・断水被害応急作業（上下水道局職員）	4 人	1 6, 4 1 6 円
令和6年度	石川県能登半島地震による被災地への職員派遣（災害救助法適用） ・避難所運営、家屋調査、給水作業等	6 1 人	4 8 2, 9 3 0 円

5 条例の新旧対照表

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の新旧対照表

改 正 後	改 正 前
○一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例 (昭和29年長崎市条例第29号) (災害応急作業等手当) 第6条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。 (1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下「応急作業等」という。） ア 河川の堤防等 イ 道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項（第2号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺 ウ 港湾施設等 (2) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備又は遭難救助の作業 (3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域（以下「適用区域」という。）において行う避難所の運営、罹災証明に係る家屋調査その他市長が適当と認める作業	(災害応急作業等手当) 第6条 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。 (1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下「応急作業等」という。） ア 河川の堤防等 イ 道路法（昭和27年法律第180号）第46条第1項（第2号を除く。）の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺 ウ 港湾施設等 (2) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う災害警備又は遭難救助の作業 (3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域（以下「適用区域」という。）において行う避難所の運営、罹災証明に係る家屋調査その他市長が適当と認める作業

改 正 後	改 正 前
2 前項の手当の額は、作業に従事した日１日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第１号の作業 次に掲げる作業の種類に応じ、次に掲げる額 ア 巡回監視の作業 <u>9 5 0 円</u>（当該作業が適用区域で行われた場合にあっては、<u>1, 4 4 0 円</u>） イ 応急作業等の作業 <u>1, 4 4 0 円</u> (2) 前項第２号の作業 <u>1, 1 2 0 円</u>（当該作業が適用区域で行われた場合にあっては、<u>1, 4 4 0 円</u>） (3) 前項第３号の作業 <u>1, 4 4 0 円</u> 3 [略]	2 前項の手当の額は、作業に従事した日１日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第１号の作業 次に掲げる作業の種類に応じ、次に掲げる額 ア 巡回監視の作業 <u>7 1 0 円</u>（当該作業が適用区域で行われた場合にあっては、<u>1, 0 8 0 円</u>） イ 応急作業等の作業 <u>1, 0 8 0 円</u> (2) 前項第２号の作業 <u>8 4 0 円</u>（当該作業が適用区域で行われた場合にあっては、<u>1, 0 8 0 円</u>） (3) 前項第３号の作業 <u>1, 0 8 0 円</u> 3 [略]